（農業協同組合法施行令の一部改正）

第二条　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の十一第二項第二号中「第一条の十六第二項第三号」を「第一条の十六第二項第四号」に、「第四号」を「第五号」に、「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　特例業務届出者（金融商品取引法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者をいう。第一条の十六第二項第三号において同じ。）

第一条の十六第二項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　特例業務届出者

（信用金庫法施行令の一部改正）

第三条　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第十一条の三第二項第四号イ」を「第十一条の三第二項第五号イ」に改める。

第十一条の三第二項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　金融商品取引法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者

（特定商取引に関する法律施行令の一部改正）

第四条　特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二第五号中「若しくは役務の提供」の下に「、同法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者が行う同条第一項に規定する役務の提供」を加える。

（銀行法施行令の一部改正）

第五条　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の二第二項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削り、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　特例業務届出者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十三条第五項に規定する特例業務届出者をいう。第十二条の三第二項第二号において同じ。）

第四条の二の二第四項第一号中「及び第十号」を「から第十一号まで」に改める。

第十二条の三第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　特例業務届出者

第十二条の三第四項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律施行令の一部改正）

第六条　協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の三第二項第三号中「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削り、「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十三条第五項に規定する特例業務届出者

（労働金庫法施行令の一部改正）

第七条　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の三第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　金融商品取引法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者

（水産業協同組合法施行令の一部改正）

第八条　水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第二項第二号中「第十条の七第二項第三号」を「第十条の七第二項第四号」に、「第四号」を「第五号」に、「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　特例業務届出者（金融商品取引法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者をいう。第十条の七第二項第三号において同じ。）

第十条の七第二項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　特例業務届出者

（保険業法施行令の一部改正）

第九条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の八第二項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　金融商品取引法第六十三条第五項（適格機関投資家等特例業務）に規定する特例業務届出者

第十三条の八第四項、第二十八条の二第四項及び第三十七条の九第四項中「、第十号及び第十一号」を「及び第十号から第十二号まで」に改める。

（農林中央金庫法施行令の一部改正）

第十条　農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削り、「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十三条第五項に規定する特例業務届出者

（株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部改正）

第十一条　株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項を次のように改める。

2　法第二十八条の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一　金融商品取引法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者

二　金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社及び前号に掲げる者を除く。）

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に十一条を加える改正規定（第六条の六第一項第三号に係る部分に限る。）中「第六十三条第三項」を「第六十三条第五項」に改める。

（農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第十三条　農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち農業協同組合法施行令第一条の十一の改正規定中「第十六条第二項第三号」に改め」の下に「、同項第三号中「第一条の十六第二項第四号」を「第十六条第二項第四号」に改め」を加える。

（金融庁組織令の一部改正）

第十四条　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「、第五十七条の二十六第二項、同法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の六並びに同法」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、金融商品取引法の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年三月一日）から施行する。